

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 松林・あらや という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市新屋日吉町3番13号に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、松枯れ被害に遭っている新屋地区の砂防林に対し、枯損木の除去や植樹等の推進を通して、松林の再生と保全に関する事業を行い、緑豊かな景観を取り戻すとともに、強風、塩害、飛砂等から地域を守ることに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
 - (2) 子どもの健全育成を図る活動
- ### (事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - 1 松林再生活動に係る事業

特定非営利活動法人 松林・あらや 定款

第10章 雜 則

(細 則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	小野 良治
副理事長	赤沼 侃
同	齊藤 政雄
理事	渡邊 一義
同	富田 淑
同	富永 清
同	渡邊 憲一
同	伊藤 富美雄
同	加藤 勝夫
同	藤田 強
同	藤田 徳司
同	小島 初男
同	加藤 力雄
同	高橋 則行
同	齊藤 義人
同	佐々木 吉広
同	塚田 敏春
同	渡辺 覚
監事	小松 勉
同	佐藤 真知子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員年会費 1口 1,000円
 - (2) 賛助会員年会費 1口 5,000円

*第3章から第9章までの7ページは、省略しました。

設立趣旨書

1 趣旨

新屋の海岸線に横たわり、緑の衝立として二百年にも亘り町や住民を強風や飛砂の害から守ってくれた当地の松林は、江戸時代の文化・文政（1804～1830）の頃、栗田定之丞によって完成されたと伝わっております。

近年その新屋の守り神が松くい虫被害に遭って枯死し、殆ど壊滅状態に陥っております。美觀も損ない、栗田神社を奉っている当地としては誠に恥ずかしい状態で、このままにしておくわけにはいきません。

砂防林としてだけではなく、春は遊山で走り回り、夏は海水浴場までの途中休憩地、秋はハツタケやアミタケなどのキノコ採り、冬は山スキー....と住民に親しまれてきた松林でありました。

再び砂嵐に見舞われて人家が埋没することのないように、そして、また昔のように子どもたちが安全に遊びまわれるよう、枯損木の除去や植樹等を推進し、町を挙げて松林の再生と保全を図るべく、特定非営利活動法人 松林・あらやを設立するものであります。

2 申請に至るまでの経過等

前述の趣旨により、新屋松林再生委員会が発足して丸3年が経過しました。これまで、新屋振興会の一組織として活動してきましたが、被害面積が34haと広大なことに加えて、資金や人的パワーの不足は否めず、なかなか思うように進んでおりません。

そこで、NPO法人化することによって知名度を高め、同時に地域住民にも活動の趣旨をより理解いただき、企業や団体そして個人の方々に、資金支援や活動協力をお願いしやすい体制作りを目指そうと考え、特定非営利活動法人 松林・あらや設立に至りました。